

新転任の皆さん ようこそ和泉・高石・忠岡へ



サービスの取り扱い 変更なし

新型コロナウイルス感染症予防のため、子ども達が休校になりました。子ども達は突然、楽しい日常がなくなり、不安と戸惑いの日々を過ごしていると思います。

私たち教職員も普段より「時間はありました」が、子どもたちのことやこれからの仕事のことを考えると、落ち着かない日々を過ごしました。

改めて、「子どもがいてこそ学校・教職員がある」

ことを痛感しました。

さて、今年度から小学校では新学習指導要領が始まります。

新しい学習内容が子ども達の負担にならないように、私たち泉北教職員組合は、職場の皆さんや子どもたちの声をよく聞いて、教育・学校づくりを応援します。

また、教職員の働き方について「ブラック」を改善するよう、取り組みを進めます。

教育は未来につながる営みです。そして、そこにはいろいろな立場の人の様々な思い・願いがあります。

それらをまとめ合わせるには、話し合いが必要です。話し合いには多くの時間が必要です。めんどくさいものです。しかし、それでも話し合うことが大切だと考えます。

子どもたちが 安心して 学べる学校に



新型コロナウイルス感染症のサービスの取り扱い

	3月1日からの取り扱い
(1) 3月2日からの臨時休校期間	通常勤務（変更なし）
(2) 感染した教職員	職免
(3) 教職員が停留の対象となった場合	職免
(4) 教職員・家族等が感染のおそれがある場合	職免【左記に加え、発熱等の風邪（1）により、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合】
(5) 児童生徒等の感染確認による臨時休校	職免
(6) 児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業	職免
(7) 学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合	職免【勤務しないことがやむを得ないと認められた場合（2）】

私たち泉北教職員組合は、新転任の皆さんと、一緒に、子どもたちのために力を合わせて民主的な学校づくりができることがうれしです。ぜひ、組合に加入していただいて、私たちと共に、子どもたちと教育の未来を語り合いたしましょう。

臨時休校が延長されました（5月6日）。それに伴う教職員のサービスは、3月に大阪教職員組合（大教組）と府教委が確認した内容が適用されます。【左表参照】問題がありましたら、泉北教組までお知らせください。

強いだるさ（倦怠感）等（2）当該子が中学校就学の始期に達している場合（特別支援学校に在籍する子を除く）にあつては、職免願の理由欄に当該やむを得ない事由について記載する。
（注意事項）なお、職免の取扱については、非常勤補助員についても同様。
また、非常勤講師については、4月1日以降は上記職務により対応し、3月31日以前はこれに準じた特別休暇（有給）を付与することが可能。

大阪府「チャレンジテスト」は中止してください